

給水装置修繕工事 積算資料

令和8年4月

給水課

○給水装置修繕工事における積算内容及び参照事項など

- 本工事の積算は、「土木工事積算基準（大阪市水道局）令和7年11月」（以下「積算基準」という。）に基づき行っている。
修繕工については、主に6 給水装置等工事編「第1章 基礎歩掛」及び「第3章 給水装置修繕工事」を参照すること。
- 材料単価は、管路資材等価格調査報告書（令和7年10月）、積算資料（令和7年10月）、建設物価（令和7年10月）を参照すること。掲載のない材料単価については「見積り」による。なお、ダクタイル鋳鉄管、ダクタイル鋳鉄管（異形管）の単価構成は「積算基準」の6 給水装置等工事編「第1章 基礎歩掛」を参照すること。
- 材料費のうち、管材費に該当するものは、「積算基準」に則り、間接工事費の対象額に注意すること。

※共通仮設費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※現場管理費：管材費の1/2の金額は対象に含めない。
※一般管理費等：管材費の全額を対象とする。
なお、管材費については「積算基準」に記載のとおりであり、きょう類等（止水栓ボックス、制水弁鉄蓋、レジンコンクリート（各種）、メータボックスなど）の費用は管材費対象外である。
- 本工事の昼間施工については、修繕工・舗装工ともに、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保のため、時間的制約を受けるものとしている。（※宅地内工種や待機工、処分工種除く。）
- 舗装工については、「積算基準」の「2 基礎積算編」及び「5 配水設備修繕工事編」に掲載されている内容を確認すること。
- 各工種における、間接工事費及び一般管理費等の計上の有無については、「積算基準」の「6 給水装置等工事編」に記載のとおり。工種によっては、間接工事費などを計上しないものがあるため、十分に注意すること。
- 配管工の労務単価は、「公共工事設計労務単価」に4%を加算した額を用いている。